鹿児島県公報

平成26年9月30日 (火) 第3047号の3



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告

示

○非常勤職員の報酬の支給日の一部改正(※)

(人事課取扱い) 1

○非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正(※)

(人事課取扱い) 1

告示

鹿児島県告示第951号

昭和62年4月1日鹿児島県告示第629号(非常勤職員の報酬の支給日)の一部を次のように 改正し、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「就労支援員」を「就労支援員 に改める。 障害者くらし安心相談員」

鹿児島県告示第952号

平成17年3月29日鹿児島県告示第497号(非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額)の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表保健福祉部の部就労支援員の項の次に次のように加える。

障害者くらし安心相談員 日額 7,910円以内